

今後の枚方市の支援教育について

学校教育部 児童生徒支援課

1. 政策等の背景・目的及び効果

今後の枚方市の支援教育については、令和4年（2022年）8月26日に教育子育て委員協議会において「今後の枚方市の支援教育について」（案）をお示しし、ご協議いただいたところです。

今回、教育子育て委員協議会でのご協議をはじめとした市議会からのご意見、保護者からのご要望等を踏まえ、改めて「今後の枚方市の支援教育について」（案）について、お示しするものです。なお、引き続き、「これまで、本市が大切にしてきた「ともに学びともに育つ」という理念はそのままに、障害のある子どもの自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供するための仕組みを整備することを目的とした方針のもと、取り組んでまいります。

2. 内容

別紙「今後の枚方市の支援教育について」（案）のとおり

3. 今後の予定

令和 4 年 (2022年)	9 月下旬 教育委員会での方針決定、学校への周知、教員への説明 10月上旬 保護者へのお知らせ（保護者説明会の実施） 10月中旬～12月 今回の方針を踏まえた保護者就学相談の実施 11月 教育子育て委員協議会 12月 障害のある児童生徒のすべての所属学級を決定
令和 5 年 (2023年)	1 月 支援学級、通級指導教室の設置数の決定 これまでの枚方市の支援教育の検証を行うとともに、質の高い支援教育の実現に向けた方策の検討開始 4 月～ 全中学校と小学校のモデル校に自校通級指導教室を設置

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画	基本目標	一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち
4 質の高い教育を みんなに	施策目標 1	子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち

5. 関係法令・条例等

学校教育法

学習指導要領

義務標準法

障害者の権利に基づく条約

6. 事業費・財源及びコスト

《事業費》

通級指導教室教員（通年任用） 29名 177,480千円

（市費で教員配置を行う最大値。府費による配置を求めていく）

特別支援教育支援員（通年任用） 29名 76,705千円

※通級指導教室教員、特別支援教育支援員は、全中学校と小学校のモデル校に配置

支援教育の環境整備 23,400千円（施設一部改修、教育ソフトなど）

《財源》 一般財源（特別支援教育支援員については、地方交付税措置あり）

今後の枚方市の支援教育について（案）

枚方市教育委員会

令和4年9月14日

I. 背景

(1) インクルーシブ教育システムの理念の構築に向けて

障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り同じ場で
ともに学ぶことを追求するとともに、障害のある子どもの自立と社
会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的
確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備
することが重要です。

令和4年4月27日付「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)」(文部科学省初等中等教育局長)より

インクルーシブ教育システム

可能な限り
同じ場で
ともに学ぶ

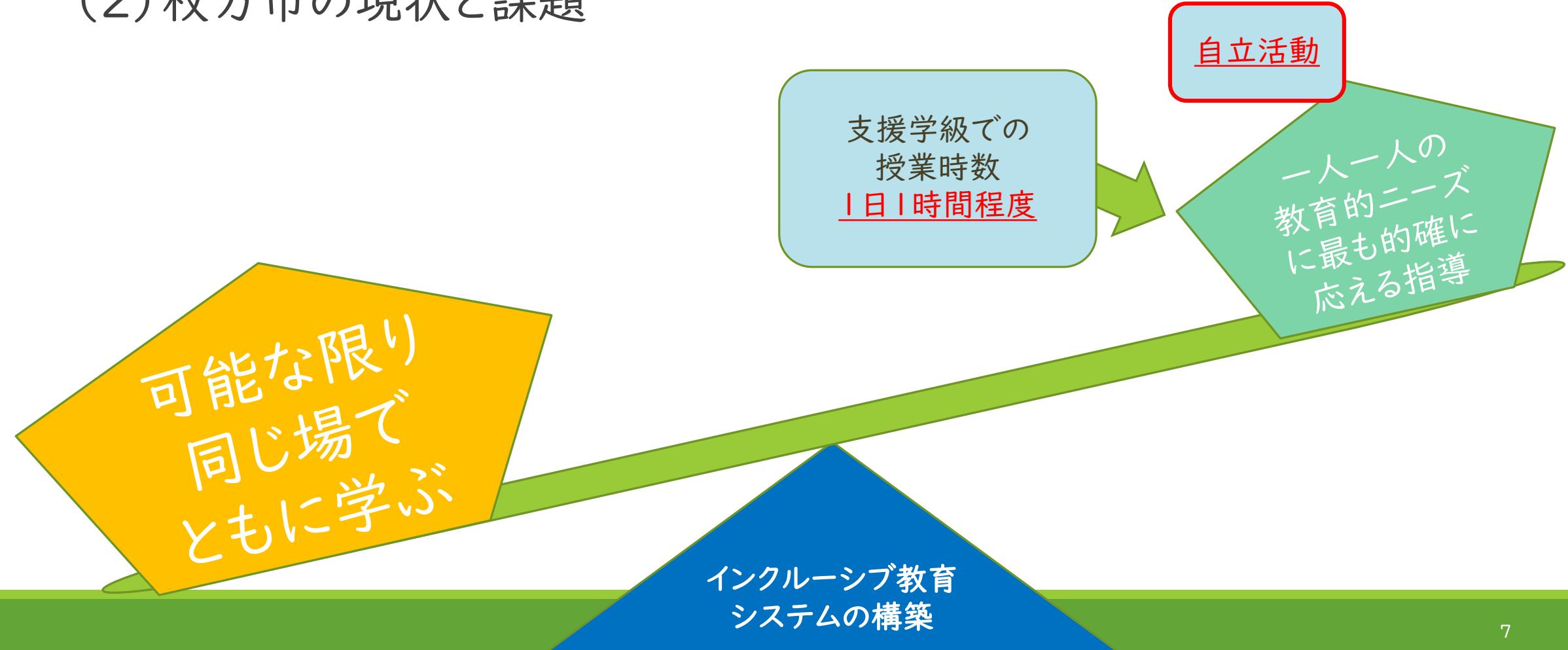
支援学級での
授業時数
原則として週の半分
以上を目安

自立活動の
充実

一人一人の
教育的ニーズ
に最も的確に
応える指導

インクルーシブ教育
システムの構築

(2) 枚方市の現状と課題



(2) 枚方市の現状と課題

- ① 支援学級数の急激な増加 H29年度239学級→ 令和4年度378学級
- ② 支援学級での授業時数の平均は、小学校8.4時間、中学校6.9時間
(※週当たり5時間程度の児童生徒数は、小：17.7% 中：50%)
- ③ 個々の児童生徒の状況を踏まえずに、支援学級では自立活動に加えて、算数(数学)や国語といった教科のみを学んでいる。
- ④ 「交流及び共同学習」において、「交流」のみに重点がおかれ、通常の学級で学んでいる。
- ⑤ 一人ひとりの障害の状況を的確に把握した上で、課題に応じた支援が十分でない。

⑥支援学級在籍児童生徒の学習における下学年の学習内容の履修
割合 小学校14%、中学校26%

(※学習指導要領には、「各教科の目標や内容を下学年の教科の
目標や内容に替えたり…」と記載がある。)

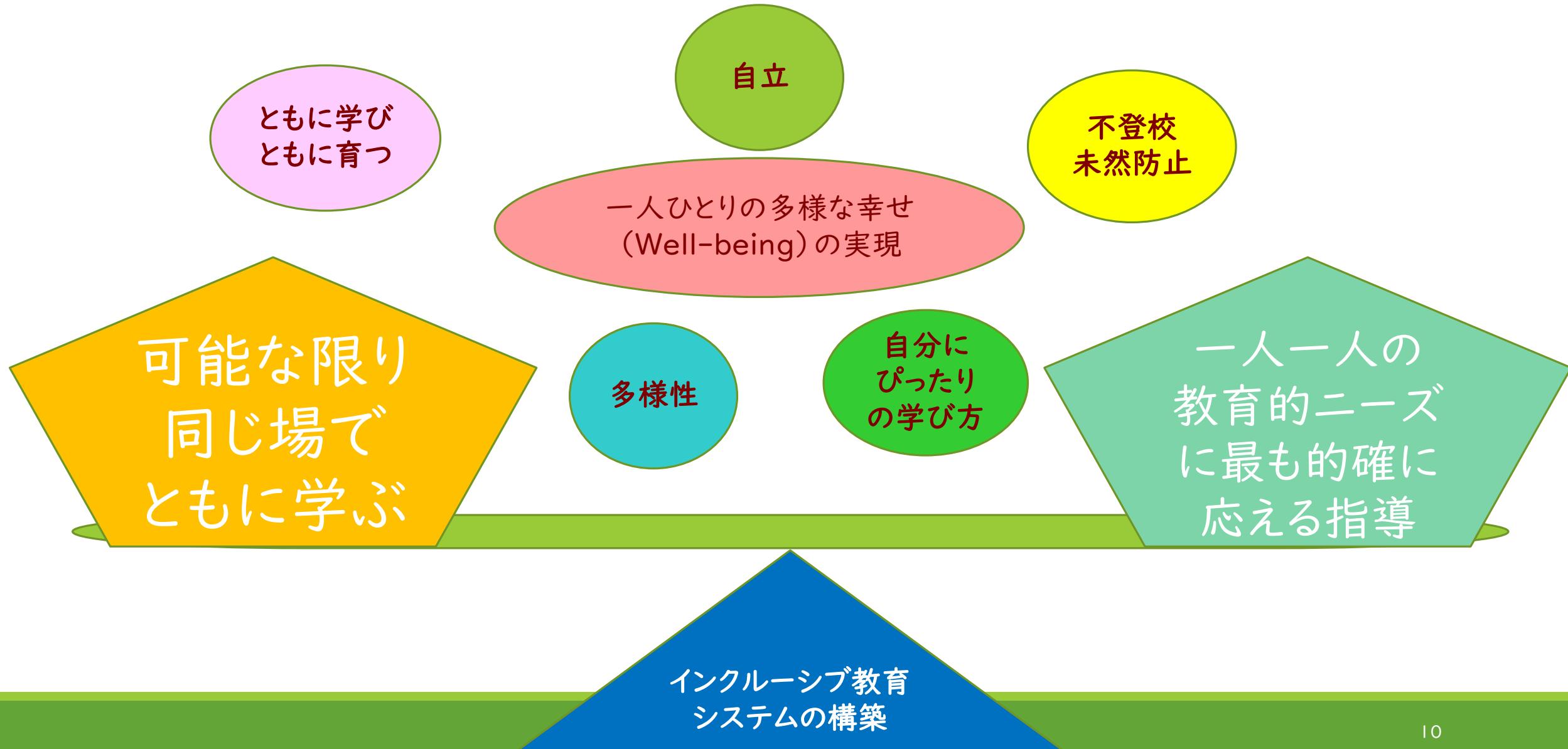
⑦支援学級での時間の大半が教科の補充学習となっている。

⑧自立活動の時間 週に1時間程度しか実施ができていない。

⑨教員の経験や指導力に差が生じている。

⑩通級指導教室が小学校12校(13教室)、中学校2校(2教室)
しかないとため、適切な学びの場の選択が困難。

2. 今後の枚方市の支援教育



<基本的な考え方>

- 障害の状況等を踏まえ、支援学級在籍児童・生徒一人ひとりの「適切な学びの場へ変更・見直し」を図るとともに、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える支援教育を推進します。
- すべての子どもたちが、地域でともに育ち合うよう「ともに学び ともに育つ」教育の充実に努めます。
- 本人・保護者に対し就学にあたっての十分な情報を提供するとともに、本人・保護者の意見を最大限尊重し、就学先(学びの場)を決めることとします。

- このため、保護者や児童生徒が通級指導教室を選択できるよう、枚方版支援教室（自校通級指導教室）の人員確保に努め、体制が整ったところから開設し、**近い将来全校設置をめざします。**
- その際、自立と社会参加を見据え、一人ひとりの教育的ニーズを踏まえながら、適切な学びの場を決定していくこととします。
- なお、令和5年度においては、当面の措置として、全中学校に自校通級指導教室を設置し、小学校については、対象児童数や余裕教室数などを勘案しながら、4地域にそれぞれ、他の小学校のモデルとなるよう、自校通級指導教室を複数校に設置します。

集団に馴染めるか心配…。

勉強についていけるか心配…。

特性を理解してもらえるか心配…。

支援教育

支援教育とは、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

支援学校

支援学級

通級
指導教室

通常の学級
における配慮

ともに学び
ともに育つ

障害の有無に関わらず、すべての子どもたちが地域社会の中でかかわりながら、ともに生きていくことをめざす考え方

「ともに学び、ともに育つ」

枚方市の支援教育

留意事項

枚方市では、「弱視」、「知的」「肢体不自由」、「病弱・身体虚弱」の障害については、支援学級のみとしています。「難聴」、「自閉症・情緒」の障害は通級指導教室が利用できます。これらのどの“学びの場”を選択するかについては、基本的には、まず学校で担任の先生と相談していただきます。

枚方市の“支援教育”

支援学級

- 障害のある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた「特別の教育課程」を編成し、支援を行う。
- 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための「自立活動」を必ず行う。
- 授業時数は原則として週の半分以上を目安とする。

具体例 「下学年の教科学習」

- 教科の学習においては、当該学年や下学年の教科の目標や内容、知的障害特別支援学校の教科の内容を目標として設定し、個に応じた学習を行う。

「自立活動」

- 発達面に課題があり、集団への参加などに困難がある場合、人とのかかわりを広げる手立て等を指導する。

通級指導教室

- 通常の学級での学習におおむね参加できるが、一部特別な指導を必要とする児童・生徒に対し、週に1時間から8時間の指導を行う。

具体例 「SST(ソーシャルスキルトレーニング)」

- コミュニケーションに課題のある児童・生徒に対し個別指導、または、グループでの運動やゲームを通じ、社会的なルールを学ぶ。

通常の学級における配慮

- 通常の学級に在籍しながら、「基礎的環境整備」及び「合理的配慮」を行い、支援を行う。

具体例 「基礎的環境整備」

- 注意力欠如の児童生徒に対し、教室前の掲示物を減らすなどし、視覚的に刺激を与えないようにする。

「合理的配慮」

- 読み書きが苦手な児童生徒に、読み上げソフトやタブレットでの入力などを活用する。

枚方版支援教室(自校通級指導教室)の 設置について

保護者や児童生徒が通級指導教室を選択できるよう、枚方版支援教室(自校通級指導教室)の人員確保に努め、体制が整ったところから開設し、近い将来全校設置をめざします。

設置による効果

- 1 適切な学びの場の選択
- 2 「自立活動」の充実 →子どもの困り感を克服
- 3 保護者の送迎が不要
- 4 校内組織として、一人一人の支援を充実

「枚方版支援教室」(自校通級指導教室)とは

対象

通常の学級での学習におおむね参加できるが、一部特別な指導を必要とする児童生徒が対象。(授業時数は週に1時間～8時間)

内容

学習面や生活面での困りごとを改善し、自立を助けるために必要な力を持つため「自立活動」を主に行う。



具体例

発達面に課題があり、集団への参加、コミュニケーションなどに困難がある場合、人とのかかわりを広げる手立て等を指導します。

児童生徒の障害の状況に基づき、付随的に各教科の内容を取り扱うことがあります。

“学びの場”

選択フローチャート

「自立活動」が必要かどうか

- ① 必要
- ② 不必要

必要

不必要

「自立活動」の必要度

- ① 高い
- ② 低い

高い

低い

教科指導について
下学年の学習

- ① 必要
- ② 不必要

必要

不必要

支援学級

原則 週15時間以上 目安

支援学級

週9~14時間

通級指導教室
(通常の学級に在籍)

週1~8時間

通常の学級
合理的配慮

「自立活動」とは?

学習面や生活面での困りごとを改善し、自立を助けるために必要な力をつけるための活動です。例えば、発達面に課題があり、集団への参加、コミュニケーションなどに困難がある場合、人とのかかわりを広げる手立て等を指導します。また、児童・生徒の障害の状況に基づき、付随的に各教科の内容を取り扱うことがあります。

留意事項

「適切な学びの場へ変更・見直し」の時期については、必ずしも令和5年度を開始とせず、自校通級指導教室の開設状況を踏まえつつ、毎年度、自立と社会参加を見据え、一人ひとりの教育的ニーズを踏まえながら、適切な学びの場を決定していくこととします。※新就学児童については、上記のフローチャートを目安とします。

「枚方市の支援教育のこれまでとこれから」

令和4年度までの考え方

一人ひとりの教育的ニーズに応えるために必要な支援・指導時間の目安	在籍等の選択肢
週5時間以上	支援学級に在籍。
週5時間未満	①支援学級に在籍し、週5時間以上の指導を受ける または②通常の学級で合理的配慮



令和5年度からの考え方

一人ひとりの教育的ニーズに応えるために必要な支援・指導時間の目安	在籍等の選択肢
週15時間以上 目安	支援学級に在籍。
週9～14時間	支援学級に在籍。 毎年度、自校の通級指導教室への移行を検討。
週1～8時間	通常の学級に在籍し、 自校の通級指導教室を利用。
合理的配慮	通常の学級に在籍。

①枚方市では、週5時間程度の児童生徒が多いため
通級指導教室「枚方版支援教室」の全校設置をめざす。

②特別支援教育支援員による支援
(※今年度支援学級に在籍し、次年度より通常の学級に在籍し、通級指導教室を利用する児童生徒の増が多く見込まれるため。)

令和5年度においては、当面の措置として、
全中学校に自校通級指導教室を設置し、
小学校については、対象児童数や余裕教室数などを勘案しながら、4地域にそれぞれ、他の小学校のモデルとなるよう、自校通級指導教室を複数校に設置します。

自立活動について

◎自立活動の目標と内容(6区分 27項目)

健康の保持	(1)生活のリズムや生活習慣の形成に関すること (2)病気の状態の理解と生活管理に関すること (3)身体各部の状態の理解と養護に関すること (4)障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること (5)健康状態の維持・改善に関すること	環境の把握	(1)保有する感覚の活用に関すること (2)感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること (3)感覚の補助及び代行手段の活用に関すること (4)感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること (5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること
心理的な安定	(1)情緒の安定に関すること (2)状況の理解と変化への対応に関すること (3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること	身体の動き	(1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること (2)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること (3)日常生活に必要な基本的動作に関すること (4)身体の移動能力に関すること (5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること
人間関係の形成	(1)他者とのかかわりの基礎に関すること (2)他者の意図や感情の理解に関すること (3)自己の理解と行動の調整に関すること (4)集団への参加の基礎に関すること	コミュニケーション	(1)コミュニケーションの基礎的能力に関すること (2)言語の受容と表出に関すること (3)言語の形成と活用に関すること (4)コミュニケーション手段の選択と活用に関すること (5)状況に応じたコミュニケーションに関すること

【参考資料】教育的ニーズを整理するための調査事項の例(ADHD)

① 注意欠陥多動性障害のある子供の教育的ニーズについて～教育的ニーズを整理するための観点～		
② 注意欠陥多動性障害のある子供に対する特別な指導内容		
視 点	事 項	記 録
医学的側面	障害に関する基礎的な情報の把握	
	既往・生育歴	
	幼児期の発達状況	
	不注意、衝動性、多動性の状態	
	併存している障害等の有無	
	服薬治療の有無	
心理学的、教育的側面	発達の状態等のこと	
	生活リズムの形成	
	基本的な生活習慣の形成	
	遊びの状況	
	社会性	
	本人の障害の状態等のこと	
	学習意欲や学習に対する取組の姿勢や態度、習慣	
	感覚や認知の特性	
	社会性	
	身体の動き	
	学習の状況	
	自己理解の状況	
	諸検査等の実施	
	行動観察	
	留意点を踏まえた結果	
認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援施設等からの情報の把握	認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援施設等からの情報の把握	
	学校での集団生活に向けた情報	
	成長過程	

③ 注意欠陥多動性障害のある子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容		
ア 教育内容・方法	(ア) 教育内容	
	a 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	
	b 学習内容の変更・調整	
	(イ) 教育方法	
	a 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	
	b 学習機会や体験の確保 c 心理面・健康面の配慮	
イ 支援体制	(ア) 専門性のある指導体制の整備	
	(イ) 子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮	
	(ウ) 災害等の支援体制の整備	
ウ 施設・設備	(ア) 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設、設備の配慮	
	(イ) 災害時等への対応に必要な施設設備の配慮	

② 学びの場について		
設置者の受け入れ体制	小・中学校等の状況	
本人・保護者の希望	希望する学びの場 希望する通学方法	

③ その他		
併せ有する他の障害の有無と障害種		

自立活動について(ADHDの場合)

小学校(低学年)
通級指導教室

小学校(中学年)
通級指導教室

小学校(高学年)
通常の学級のみ

【Aくんの課題】

教室内をうろうろするなど、常に落ち着かない様子。集中力が切れると授業中でも立ち歩く傾向がある。

【支援方法】

活動の流れを示した手順表や実物を見せて意欲的に授業に参加し、内容の理解が進むようになった。

授業の途中で、リ・スタート(仕切り直し)を入れたり、身体活動を取り入れた学習活動を可能な限り取り入れた。

【Aくんの課題】

学習環境や授業の展開等を工夫することで、教室内での落ち着きが一定出てきたが、友だちとの言い争いが増えてきた。

【支援方法】

教科の内容はおおむね定着しているが、心情を推察することが苦手なので、国語の登場人物になりきり、適切な言い方で気持ちを伝えることができるよう指導した。



【成果】

授業中も落ち着いて友だちと学習できるようになり、積極的に自分の意見を発表するなど、自己肯定感を高めることができた。

【通級指導教室を活用したこと】

今まで困った場面があっても、どう対処したらいいのかAくん自身分かっていなかった。

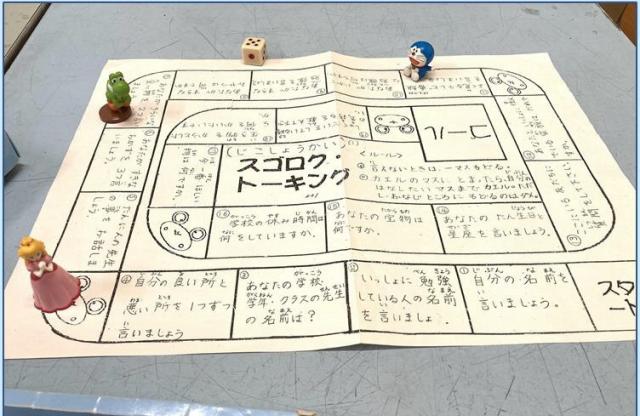
通級指導教室の4年間を通して、行動上の課題をAくん自身が理解して克服しようとする場面が出てきた。解決できない場合は、自ら先生や友達に助けを求めるようになった。

自立活動について（教材例）

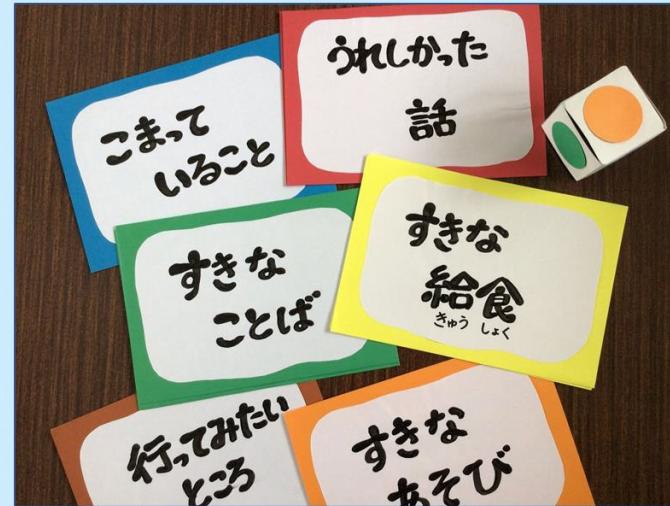
内容：すごろくトーキング

枠は決まっていても、年齢や季節に応じて内容を変えて楽しめる。まだ関係が浅い時に使うとお互いのことが分かって良い雰囲気に。

1番になることが目的ではなく、たくさんお話をすることを目標にする。



内容：サイコロを振って出た色のお題に沿った話をする。苦手なお題であれば、再度サイコロを振る。お題カードは6色×2パターンあり、2学期初めには休み明けの話題となりそうなお題のカードで取り組む。



自立活動について（教材例）

トレーニング名：色か絵か（コグトレ）

子どもの状況：サッカーをしていて、味方と敵の方向がすぐに判断できない

指導のポイント：色と絵とまずは分けて行う。

覚えて慣れてきたら、色と絵を混せて行う。

スピードを上げていってもすぐに判断できるように練習する。

子どもの反応：楽しんで取り組める。間違っていることに自分で気づくことができるようになってきた。



トレーニング名：色か文字か

子どもの状況：不注意で衝動性が高い

指導のポイント：

注意力・集中力をキープしながら、塗られている色を順番に言うようとする。

子どもの反応：

色ではなく、書かれている文字を読んでしまいがち。

苦手な子はとても苦戦する。（間違えても、最後まで終わらせたら、努力したことほめるようにしている。）



3. 令和5年度に向けた就学相談の状況(Ⅰ学期末)

	年度	通常の学級在籍		支援学級在籍		通級指導教室利用		通常の学級在籍 → 支援学級在籍	支援学級在籍 → 通級利用	通常の学級在籍 → 通級利用	検討中 (支援学級か通級)
		児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	教室数				
小学校	R4	18,101 (人)	602 (学級)	1,685 (人)	281 (学級)	261 (人)	13 (教室)	—	—	—	—
	R5	17,912 (人)	609 (学級) (+7学級)	1,444 (人)	237 (学級) (-44学級)	702 (人)	61 (教室) (+48教室)	102 (人)	259 (人) 12.8%	281 (人)	142 (人) 7.1%
中学校	R4	9,577 (人)	268 (学級)	543 (人)	97 (学級)	13 (人)	2 (教室)	—	—	—	—
	R5	9,653 (人)	270 (学級) (+2学級)	417 (人)	90 (学級) (-7学級)	241 (人)	22 (教室) (+20教室)	26 (人)	163 (人) 25.1%	71 (人)	48 (人) 7.4%
合計	R4	27,678 (人)	870 (学級)	2,228 (人)	378 (学級)	274 (人)	15 (教室)	—	—	—	—
	R5	27,565 (人)	879 (学級) (+9学級)	1,861 (人)	327 (学級) (-51学級)	943 (人)	83 (教室) (+68教室)	128 (人)	422 (人)	352 (人)	190 (人)

※令和4年8月4日時点

【注】

- (1) 令和5年度の新小学1年生の数値については、現時点で就学相談が終わっていないため、令和4年度小学6年生の数値を用いて試算したもの。したがって、令和5年度の児童生徒数総数は一致しない。
- (2) 令和5年度の支援学級は小学校は237学級(44学級減)見込み。中学校は90学級(7学級減)の見込み。
- (3) 令和5年度の通級指導教室は、小学校で61教室(48教室増)、中学校で22教室(20教室増)の見込み。
※通級指導教室を活用する児童生徒の授業時数見込みが多い場合には、教室数を増加させることとして試算。
- (4) 現在、通常の学級に在籍で次年度から支援学級へ在籍見込みは小学校で102名、中学校で26名。
- (5) 現在、支援学級に在籍で次年度から通級指導教室を利用見込みは、小学校では12.8%の259名、中学校では25.1%の163名。
- (6) 次年度、自校に通級指導教室が設置されることにより、通常の学級に在籍から、次年度は通級指導教室を利用見込み数は、小学校281名、中学校71名。
- (7) 「検討中」の人数・割合は、迷っている、決められない、または今年のままがいいとされた方の人数・割合で、小学校では、7.1%(142名)、中学校では7.4%(48名)となっている。
- ・懇談時点で、支援学級若しくは通級指導教室に少しでも可能性が高い方を意思として示された場合には、暫定的にいづれかを選択したものとして、就学相談の結果に反映している。なお、このような場合であっても、「検討中」の人数・割合に含まれている。
- ・なお、就学相談チェックリストの中に、「迷っている、決められない」という欄を設けていないため、「検討中」の人数・割合に含まれていない児童生徒・保護者の方がおられる可能性が高いため、改めての就学相談が必要と考えている。

4. 今後の進め方

【目的】

これまで、本市が大切にしてきた「ともに学びともに育つ」という理念はそのままに、障害のある子どもの自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供するための仕組みを整備する。

【方針】

- 今後の枚方市の支援教育の方針について、新たな方針のもとで、すべての児童生徒が令和5年度から学びの場を選択することとした方針については撤回とし、保護者や児童生徒の気持ちに寄り添って学びの場の選択が行えるよう、改めて保護者等に説明を行い、就学相談を行います。
- 今後、希望する保護者や児童生徒が選択できるよう、枚方版支援教室（自校通級指導教室）の全校設置をめざします。
- さらに、特別支援教育支援員の配置など、必要な教育環境の整備に努めます。

- また、令和6年度からの運営に向けて、これまでの枚方市の支援教育の検証を行うとともに、質の高い支援教育の実現に向けた方策の検討を行います。
- その際、枚方版支援教室（自校通級指導教室）の全校設置に向けては、障害のある子どもの自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を目指す観点から、同様の趣旨である、これまで本市が行ってきた「ダブルカウント」の加配の在り方についても検討を行います。
- これらのことから、「適切な学びの場へ変更・見直し」の時期については、必ずしも令和5年度を開始とせず、自校通級指導教室の開設状況を踏まえつつ、毎年度、自立と社会参加を見据え、一人ひとりの教育的ニーズを踏まえながら、適切な学びの場を決定していくこととします。

○そのほか、児童生徒や保護者の不安解消、疑問解消のため、市教委に「相談窓口」を設置するとともに、希望する保護者には指導主事が各校に出向き、管理職や担任教諭とともに児童生徒一人一人の状況に応じたよりきめ細かな対応を行う「巡回相談」を実施します。

○また、学校における支援教育のさらなる質的向上を図る必要があることなどから、子どもたちの教育的ニーズに対応した適切な個別の教育支援計画を作成できるようICTを活用した教育ソフトを導入することを含め、教員研修の充実にも取り組みます。

【当面の対応（令和4年度）】

①学校・保護者への説明【臨時校長会・保護者説明会の開催】

②今回の方針を踏まえた再度の就学相談（2学期中）

③専用相談窓口の設置

- ・児童生徒支援課に専用相談窓口を設置。
- ・必要に応じて、保護者・学校・指導主事が同席して就学相談を実施。

④教員研修の実施

- ・支援教育に係る理論の研修
- ・自立活動や通級指導教室における指導法・内容等、実践的な研修

5. 令和5年度に必要な環境整備

(I) 自校通級指導教室の設置

- ・中学校全校に設置
- ・小学校については、対象児童数や余裕教室数などを勘案しながら、4地域にそれぞれ他の小学校のモデルとなるよう、複数校設置します。



+



+



支援学級

通常の学級

【事業費】

通級指導教室教員（通年任用）

29名：177,480千円

※市費で教員配置を行う最大値です。府費による配置を求めていきます。

児童・生徒の障害の状況に応じた学び場の選択が可能。

(2) 特別支援教育支援員の配置

※発達障害等の児童生徒に対する学習上のサポートを行う。

- ・通常の学級での児童・生徒への学習の補助。
- ・学校行事及び学校生活での児童・生徒への支援。
- ・児童・生徒の安全確保のため必要と認められる活動等。

【事業費】

特別支援教育支援員(通年任用)

29名:76,705千円

(3) 支援教育の環境整備

○教育ソフト

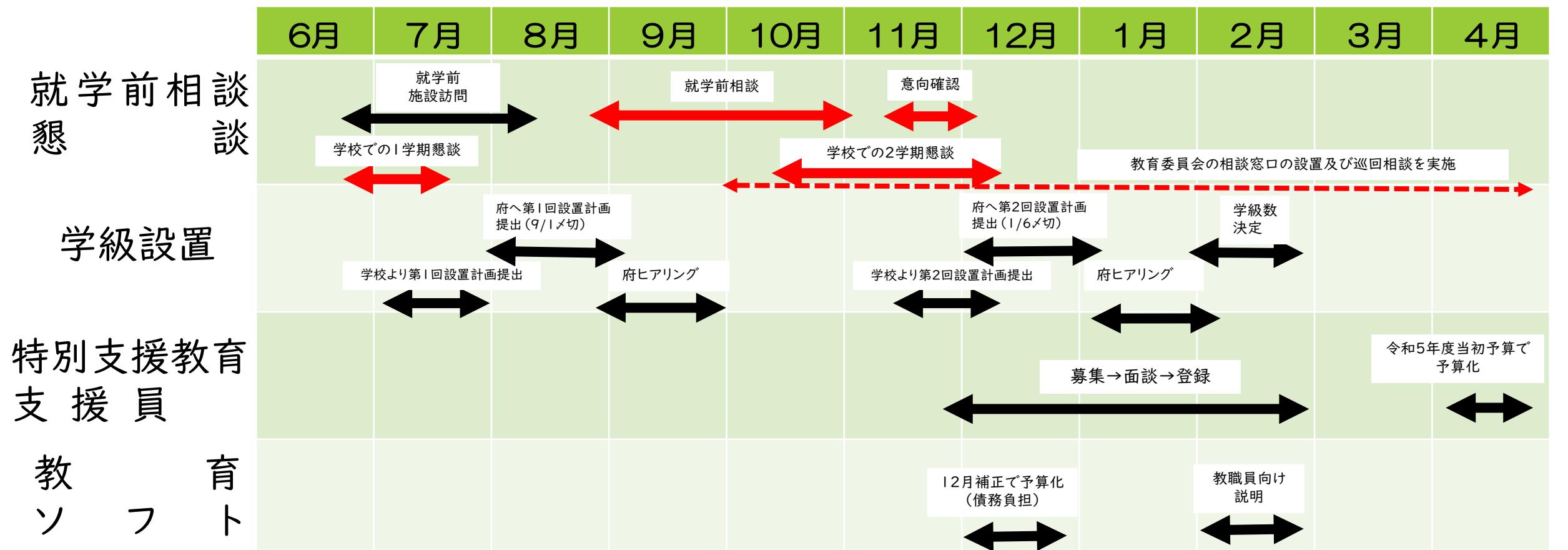
- ・個別最適な指導を実現(自立活動の充実)
- ・計画的な指導を実現
- ・切れ目のない支援を実現
- ・経験の浅い教員をサポート

○施設一部改修

【事業費】

23,400千円

6. 今後のスケジュールについて



令和4年(2022年)

- 9月下旬 教育委員会での方針決定、学校への周知、教員への説明
- 10月上旬 保護者へのお知らせ(市教委による保護者説明会の実施)
- 10月中旬～12月 今回の方針を踏まえた保護者就学相談の実施
- 11月 教育子育て委員協議会
- 12月 障害のある児童生徒のすべての所属学級を決定
- 1月 支援学級、通級指導教室の設置数の決定 ※今後の枚方市の支援教育の質向上の在り方について検討開始

令和5年(2023年)

- 4月～ 自校通級指導教室の設置
(全中学校と小学校のモデル校)